

軽自動車税(種別割)のあらまし

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)を所有している方にかかる税金で、物税としての性格とともに、道路を走ることによる道路の損傷に対する負担金的性格を備えています。

1 納税義務者

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人です。軽自動車税は年度で課税されますので、月割での課税・還付はありません。4月2日以降に廃車や名義変更をされても、その年度の税額を全額納めていただくことになります。

2 納税方法

年1回、5月初旬に納税通知書を送付しますので、5月末日までに最寄りの銀行・郵便局・コンビニ等で納めてください。

3 税額(単位:円)

①二輪車等

車種	排気量等	年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	20cc超～50cc以下 ミニカー	3,700
	50cc超～90cc以下	2,000
	90cc超～125cc以下	2,400
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600
二輪の小型自動車	250cc超	6,000
小型特殊自動車	農耕作業用 トラクター	2,400
	特殊作業用 フォークリフト	5,900

②軽四輪車等

車種			新規登録年月日が平成27年3月31日以前	新規登録年月日が平成27年4月1日以降(※)	新規登録年月日から13年を経過した車両	
軽自動車	四輪	a 乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
			営業用	5,500	6,900	8,200
		b 貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
			営業用	3,000	3,800	4,500
	三輪			3,100	3,900	4,600

(※) グリーン化特例 燃費性能等の優れた車両には、新規登録の翌年度課税のみ、75%軽減された税額となります。

対象車種			電気自動車 天然ガス自動車	
軽自動車	四輪	乗用	自家用	2,700
			営業用	1,800
		貨物	自家用	1,300
			営業用	1,000
	三輪			1,000

営業用乗用車においては、燃費基準に応じて50%又は25%軽減される場合があります。

4 申告について

取得、譲渡、廃車又は住所が変わったときには15日以内に申告が必要です。車種によって申告場所・方法が異なりますので、ご注意ください。

① 原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車

市役所市民税課又は支所

安城市桜町18番23号

TEL 0566-71-2213

② 125ccを超えるオートバイ

愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所

豊田市若林西町西葉山46

TEL 050-5540-2047

③ 四輪の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

豊田市若林西町西葉山48-2

TEL 050-3816-1772